

公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会役員の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会定款第31条第1項に定める常勤的理事の報酬並びに役員の費用について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本会の常務理事を事務局長が兼務する場合は、事務局長には給与が支給されることから、役員としての報酬並びに交通費等の費用は支給しないものとする。

(費用)

第3条 役員が会議等に出席する際に、交通費以外に参加費、宿泊費等が必要となる場合は、埼玉県の旅費に関する諸規定に準じた金額を必要な費用として支給するものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条の規定による埼玉県知事の認可を受け、同法第106条第1項の規定による登記をした日（登記日：平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この規程の施行にともない、平成2年4月1日施行の財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会の役員等の報酬・手当等に関する規程は廃止する。